

平成30年12月7日
中部近畿産業保安監督部近畿支部

登録調査機関からの確認結果の報告について

平成30年11月15日付けで管内の登録調査機関に対し、一般用電気工作物の定期調査において不適切な調査業務が行われていないか、電気事業法第106条第4項の規定に基づく報告を求めた結果、一部の登録調査機関において不適切な調査業務を行っていたことが判明しました。

1. 電気事業法第57条の2第1項の規定に基づき、一般用電気工作物の定期調査業務を受託している以下の登録調査機関が、不適切な調査業務を行っていたことが判明しました。

登録調査機関名	法人番号
一般財団法人関西電気保安協会	6120005015182
関電サービス株式会社	8120001062482
きんでんサービス株式会社	5120001037941
兵庫県電気工事工業組合	1140005002613

2. 中部近畿産業保安監督部近畿支部は、当該登録調査機関に対し、速やかに再度調査を行い、安全確保措置を実施するとともに、その原因と再発防止対策を12月26日までに報告するよう指示しました。

(本件に関する問合せ先)

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課
電気事業用係
電話：06-6966-6056 (直通)